

会		議	録
会議の名称		令和４年第７回福津市教育委員会定例会	
開催日時		令和４年７月２８日（木） 午前 ９時３０分から 午前１０時００分まで	
開催場所		福津市役所 別館 １階大ホールＡ・Ｂ	
委員名		(１) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員	
所管課職員職氏名		赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係長、石松指導主事兼教育指導係長、鶴根総務企画係長	
会 議	議 (内 題 容)	・日程第　１　開会の宣言 ・日程第　２　会議録署名委員の指名について ・日程第　３　議案第３７号　福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・日程第　４　議案第３８号　福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて ・日程第　５　議案第３９号　福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について ・日程第　６　議案第４０号　福津市療育アドバイザーの委嘱について ・日程第　７　報告 ・教育長の動静報告 ・諸報告 ・日程第　８　その他 ・今後のスケジュールについて ・８月の定例教育委員会の日程について ８月２５日（木） 午前９時３０分から 会場：福津市役所別館１階大ホール Ａ・Ｂ ・日程第　９　閉会の宣言	

	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名委員	大嶋教育長	
	青木委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：おはようございます。皆様おそろいですので、教育委員会を開催いたします。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 鵜根係長、お願いします。 鵜根係長：本日の配付資料は、教育委員会定例会の次第一式のみとなっております。 以上です。 大嶋教育長：本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため傍聴人はなしで実施いたします。会議録は公開します。 1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長：構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第7回福津市教育委員会定例会を開会します。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と青木委員で確認、署名することとします。		

3 日程第3 議案第37号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

大嶋教育長：日程第3、議案第37号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第37号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて、説明させていただきます。

この議案は、令和4年6月29日に福津市未来共創センター条例が公布され、併せて福津市ボランティアセンター条例が廃止されたことに伴い、福津市ボランティアセンターは福津市未来共創センターへ名称が変更になりましたので、条文を整備する必要が生じました。

改正内容について御説明いたします。

第9条第1項第2号中「福津市ボランティアセンター」を「福津市未来共創センター」と改めます。

以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員、お願いします。

今村委員：質問ですが、名前が変わったというだけですかね。

大嶋教育長：谷口郷育推進課長。

谷口課長：名前が変わったことと、こちらについては、主管課がまちづくり推進室というところになります。それで、この未来共創センターという名前を改めさせていただいたのに伴いまして、この未来共創センターというところが福津市内で、簡単に言えば人材バンクのようなものを立ち上げたというところで、公募で業者さんを募集しました。そこが市内にはこういうことができる方がいらっしゃいますよ、こういうことを教えることができる方がいらっしゃいますよという方を、登録制で探すような形で業者さんがさまざまなネットワークを使って人を集めるということに伴いまして、中央公民館にあったボランティアセンターというところを福津市未来共創センターという名前に改めた上で、そういった事業を始めるということになります。

以上です。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：よろしいですか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手

をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第37号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第38号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて

大嶋教育長：日程第4、議案第38号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第38号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて説明させていただきます。

この議案は、令和4年6月29日に福津市未来共創センター条例が公布され、併せて福津市ボランティアセンター条例が廃止されたことに伴い、福津市ボランティアセンターが福津市未来共創センターへ名称が変更となりましたので、条文を整備する必要があります。

改正内容について御説明いたします。

第5条第1項第3号中「福津市ボランティアセンター」を「福津市未来共創センター」と改めます。

理由としましては、先ほどの複合文化センター条例施行規則と同じ理由になります。

以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：これまでのそのボランティアセンターの機能というのは、もうなくなるということですかね。

大嶋教育長：谷口課長。

谷口課長：ボランティアセンターの機能は引き継ぐような形になります。

メリットとしまして、ボランティアセンターに登録をしていた団体につきましては、この施設を貸館などで部屋を予約する際に、半額の減免措置などを受けられることがございます。その分につきましては、引き継いでおりますので、拡充というような形になります。

青木委員：これまで市役所ではどの課が担当していたんですか。

谷口課長：まちづくり推進室です。

青木委員：わかりました。ありがとうございます。以上です。

大嶋教育長：よろしいですか。

ほかはございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第38号 福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第39号 福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について

大嶋教育長：日程第5、議案第39号 福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第39号 福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について、御説明をいたします。

この議案は、福津市立学校の特別支援教育の推進や取組の充実を図るために福津市療育アドバイザーを設置するため、福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱を制定するものです。

特別支援教育を推進するに当たっては、福祉の領域である児童生徒の療育も踏まえながら対応する必要があります。このために療育に対し造詣を持つ方を療育アドバイザーに委嘱し、個々に応じた特別支援教育の推進につなげようとするものでございます。

要綱の内容について御説明いたします。

まず、目的についてです。福津市立学校の特別支援教育や個別の支援の充実のために、学校と家庭、福祉、関係機関との連携を図り、学校教育における特別支援教育と療育の一体的推進を進めるため、福津市療育アドバイザーを設置することについて必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

第2条で療育アドバイザーを置くことができると規定をしております。

第3条では、委嘱について、児童等の療育等に関する専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱すると定めております。

第4条は、任務でございます。療育アドバイザーの任務については、特別支援教育における療育に関する助言や支援、その他必要なことを行うことをその任務としております。

第5条では、その任期を定め、委嘱の日からその年度末までとしております。

第6条では、活動に対する謝金について定めており、教育委員会が予算の範囲内で支給することといたしております。

告示につきましては、令和4年8月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

農崎委員。

農崎委員：福津市でということですよ。各学校にお一人とかいう人数設定ではないんですよ。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：こちらについては、福津市で1名を置くことを想定しております。

大嶋教育長：農崎委員。

農崎委員：療育ということはその医療ケアが要るぐらいのお子さんがいらっしゃるということですか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：福祉の分野の療育につきましては、身体的な影響で体に不自由がある方、それから、精神的な方ですね。情緒的なもの知的なもの、さまざまなものがあって、それをケアするために児童福祉法に基づく療育として福祉課で決定をしてサービスを受けたりするんですけど、そういうことに造詣が深い方をアドバイザーに任命することによって、学校教育における特別支援教育と、その児童福祉に関する福祉の部分の療育との連携、連絡調整なども進めていったほうが、その子供に対してのケアや対応がより充実するのではないかとということで、療育アドバイザーとして委嘱をして、個別のケアではなくて、その療育と教育をつなぐ役割をしていただこうと考えているところでございます。

児童生徒の個々の対応については、特別支援指導委員を配置していますので、そこはまた別の部分でやっていくことを予定しているところでございます。

農崎委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：はい。

ほかにございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：こちらは、本年度が初めてということですよ。

現場から要請があったんですかね。

非常に良いことだと思うんですが、これまでは担任の先生や管理職の方がそういうことをされていたと思うので、教育委員会にこういう方が1人か2人いらっしゃれば、より支援教育がやりやすくなるかなと、現在支援学級が増えていっているの、そういう点では非常に良いと思うんですが、それまでは現場が全部やっていたということでしょうね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：この委嘱については今回要綱を制定して初めて委嘱をしようと

するものでございます。

これまでは、療育は療育、学校教育は学校教育といったようになりがちであったところを、特に現在はさまざまな課題が多いお子様に対して、連携をしないと対応が難しいという状況になってきましたので今回特別に療育アドバイザーを置くことによって、その連携を特に強く進めていきたいなと考えているところでございます。

今村委員：もう1点よいですか。

大嶋教育長：はい。今村委員。

今村委員：勤務形態はどうなるんですか。常勤になるのか非常勤になるのかということと、もう一つは現時点でどういう方に依頼することを想定されているのかをお尋ねします。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：こちらについては、雇用ではなく委嘱を予定しておりますので、必要な情報や助言などをいただいたときに予算の範囲内で謝礼をお支払いするという形をとる予定でございます。

どういう方を委嘱するかにつきましては、療育に造詣が深い方としております。この要綱の制定が認めていただけたら、改めて委嘱する方の議案を提案させていただきたいと考えております。

以上です。

大嶋教育長：はい。半澤委員、お願いします。

半澤委員：私もすごく良い取り組みだと思うのですが、初めてということで、活動のイメージが湧きづらい部分があります。

福津市には小・中合わせて10校の学校がありますので、1人で10校を担当するわけじゃないですか。

活動のイメージとしては、例えば月1回各校を訪問するとか、要請があったときに出向くとか、そういうものが考えられると思うんですけど、どういう感じを想定されているんでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：こちらについては、通常の学校教育の中の特別支援教育で対応できる範囲はこれまでどおりやっていけば良いと考えております。

学校教育の中では対応ができない福祉の領域と深く連携をしていかなければならない事案が生じたときに、この療育アドバイザーを委嘱した方をお願いをして、来ていただいて、一緒にケース会議に入ってもらって、福祉の部分ではこうだから学校教育とこのようにつないでいまいしょうといったような話の助言をいただくことを考えていますので、10校を常に回るわけではなくて、個々の案件と一緒に対応していただくということを考えているところであります。

半澤委員：必要があればということですね。

石津課長：はい。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第39号を採決します。

議案第39号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第39号 福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第40号 福津市療育アドバイザーの委嘱について

大嶋教育長：ここで追加議案を1件上程したいのですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、追加の議案と差し替えの次第をお配りいたします。

これより先は只今お配りしました次第により進行しますので、日程番号も変わります。

日程第6、議案第40号 福津市療育アドバイザーの委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第40号 福津市療育アドバイザーの委嘱について、御説明いたします。

この議案は、先ほど議案第39号で承認いただきました、福津市療育アドバイザーの委嘱に関する要綱に基づき、療育アドバイザーを委嘱するものでございます。

委嘱する方は、鴨下賢一様。

任期は、令和4年8月1日から令和5年3月31日です。

鴨下氏は、平成29年3月まで静岡県立のこども病院において、専門作業療法士として、未熟児、肢体不自由児、重度身体心身障害児などを対象に治療を実践されました。

この経験を生かして、令和元年7月に福津市に児童発達支援事業所を開設され、児童発達支援に取り組まれています。

また、児童生徒などの療育に関する書籍なども執筆されるなど、児童生徒の療育に造詣が深い人物であることから、本市の療育アドバイザーとして委嘱するのに適任であると考えておりまして、この方を委嘱したいと考えております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員、お願いします。

今村委員：1つよいですか。只今の御説明で、福津市内で事業所を開かれたということですが、どういったことをされる事業所ですか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：児童発達支援事業所、具体的な名称で言いますと、「リハビリ発達支援ルーム かもん」という事業所です。

こちらは、児童生徒の放課後等デイサービスであったり、学校も含めた保育所等訪問事業。それから、児童の療育などを行う施設を開設され、療育に関する事業を行われているということになります。

福津市内で現在おそらく十数か所はあると思うのですが、その中でも療育とかに詳しい事業所であると考えているところでございます。

大嶋教育長：よろしいですか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第40号を採決します。

議案第40号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第6、議案第40号 福津市療育アドバイザーの委嘱については、原案のとおり承認されました。

7 日程第7 報告

大嶋教育長：日程第7、報告。

教育長の動静報告をいたします。

6月30日木曜日から7月27日水曜日までの日程を挙げていただいています。

何点か少し触れておきたいと思います。

7月16日の土曜日、郷育カレッジの開講式が行われました。今年は非常に記念すべき年となっております。郷育カレッジが始まりまして20周年を迎えたということでございます。学長の御挨拶の中で、年によって違いはありますが、年間、数千人の方がこの郷育カレッジを受講されて、そして、福津市の中心的な郷づくり、コミュニティ・スクールの発展に寄与してきたのではないかなと思っています。

これからまた郷育カレッジがさらに充実発展していくことをみんなで応援していければと思っております。

それから、7月18日の月曜日、世界遺産登録5周年イベン

トというのが行われました。

博多港からクイーンビートルという船に乗りまして、沖ノ島の近くまで行って帰ってくるというもので、参加者は、服部県知事、それから、福津市、宗像市の両市長、教育長、そして、勝浦小学校の子供たち、大島学園の子供たちということで、たくさんの方が参加して、この登録5周年を改めてお祝いをして、これからの取組をまた考えていくという機会として行ったところでございます。

以上でございます。

何か質問ございましたら、お願いいたします。

今村委員、お願いします。

今村委員：7月16日の原水爆禁止国民平和行進集会についてですが、教育長も歩かれたんですか。

大嶋教育長：これは、毎年行われておりまして、昨年度についてはコロナの状況もありまして行進はなく、集会だけでした。

それで、今年度については、少しずつまた始めていかなければならないということで、ふくとびあの前でこの集会を行いまして、ふくとびあのところから短い距離をみんなで行進しております。

今村委員：どれぐらいの参加人数があったんですか。

大嶋教育長：30人程度だったと思います。

今村委員：わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：はい。

ほかはよろしいでしょうか。

8 日程第8 その他

大嶋教育長：日程第8、その他の事項について事務局から説明をいたします。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：今後のスケジュールについてでございます。お配りの資料10ページに、本日から8月末までのスケジュールを掲載させていただいております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内させていただきます。

まず、本日の午後に、令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会がオンラインで行われます。本日の研修につきましては、今村委員と半澤委員のお二人が御参加予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8月3日水曜日午後1時から市の中央公民館にて、市人権・同和教育全員研修会及び不祥事防止推進全員研修会が予定されていましたが、今年度は新型コロナウイルスの関係で、オンラインにて開催することとなったため、教育委員の皆様の出席はございません。

続きまして、8月5日金曜日の午前10時から、古賀市役所にて、令和4年度第2回古賀高等学校組合教育委員会が開催されます。こちらにつきましては、農崎委員と大嶋教育長に御出席していただくということで、お願いいたします。

8月25日木曜日の午前9時半から、次回の教育委員会の定例会がございます。会場につきましては、市役所別館1階のホールA・Bとなります。こちらは、3月にお配りした年間予定では、本館2階の庁議室としておりましたけれども、会場が変更となっております。

スケジュールについては、以上です。

9 日程第9 閉会宣言

大嶋教育長：日程第9、以上で本日予定されていましたが議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年度第7回福津市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。